

# ○信用漁業協同組合連合会模範定款例

〔最終改正…令和六年四月一日5水漁第1581号〕

## 目次

- 第一章 総則（第一条―第八条の二）
- 第二章 会員（第九条―第十七条）
- 第三章 出資、経費分担及び積立金（第十八条―第二十六条）
- 〔備考 第三章の二 優先出資（第二十六条の二―二十六条の十六）〕
- 第四章 役員（第二十七条―第三十五条）
- 第四章の二 会計監査人（第三十五条―第三十五条の六）
- 第五章 総会（第三十六条―第四十五条）
- 第六章 理事会（第四十六条―第四十七条の四）
- 第七章 業務の執行及び会計（第四十八条―五十二条の三）
- 〔備考 第七章の二 子会社（第五十二条の二）〕
- 第八章 剰余金の処分及び損失の処理（第五十三条―第五十五条）
- 第九章 決算（第五十六条）

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この連合会は、会員が協同して信用事業を行い、所属員の漁業の生産能率の向上等その事業の振興を図り、もって所属員の経済的社会的地位を高めることを目的とする。

### （事業）

第二条 この連合会は、次の事業を行う。

- 一 所属員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
- 二 所属員の貯金又は定期積金の受入れ
- 三 所属員のための手形の割引
- 四 為替取引
- 五 債務の保証又は手形の引受け
- 六 有価証券の売買等
- 七 有価証券の貸付け
- 八 国債、地方債、政府保証債及び特定社債（以下「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該

引受けに係る国債等の募集の取扱い

九 有価証券の私募の取扱い

十 農林中央金庫、株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人住宅金融支援機構、全国漁業信用基金協会、農水産業協同組合貯金保険機構、一般社団法人ジェイエフマリンバンク支援協会及び協同住宅ローン株式会社等の業務の代理

十の二 農林中央金庫、〇〇銀行、〇〇信用金庫（連合会）、〇〇信用協同組合、〇〇労働金庫（連合会）、〇〇農業協同組合（信用農業協同組合連合会）、〇〇漁業協同組合（信用漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合）及び〇〇信託会社（信託業務を行う金融機関）の業務の代理又は媒介

十一 沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第三条第二項の規定に基づき〇〇県（都道府）から資金の貸付けを受け行う経営等改善資金等の貸付け

十一の二 沿岸漁業改善資金助成法第十四条第一項の規定に基づき〇〇県（都道府）の委託を受けて行う経営等改善資金等の貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務

十二 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

十三 有価証券、貴金属その他物品の保護預り

十四 両替

十五 振替業

十六 デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

十七 会員の行う信用事業に関する指導及び連絡

十八 高齢者の居住の安定確保に関する法律の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込みの受付及び債務保証履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）

十九 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第十条の定めるところにより、預金保険機構からの委託を受けて行う休眠預金等代替金の支払等に係る業務

二十 前各号の事業に附帯する事業

2 この連合会は、信用事業を行う会員がその組合員に対しその事業又

は生活に必要な資金の貸付け及び手形の割引（以下この項において「貸付け等」という。）を行うことが困難である場合において、貸付け等の事業を会員の組合員に利用させる場合には、その漁業協同組合又は水産加工業協同組合のあつせん若しくは承諾を得なければならぬ。

（備考）

① 第一項の列挙事業中行わない事業は記載しないこと。

② 国債等の売買その他金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券について、法第八十七条第五項各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める行為を行う事業を行う連合会にあつては、本条に次の一項を加えること。

3 この連合会は、第一項第一号及び第二号の事業の遂行を妨げない限度において、国債等の売買その他の金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券について、法第八十七条第五項各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行う。

③ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する信託業務に係る事業を行う連合会にあつては、本条に次の一項を加えること。

3 この連合会は、第一項第一号及び第二号の事業の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する信託業務に係る事業を行う。

④ 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業を行う連合会にあつては、本条に次の一項を加えること。

3 この連合会は、第一項第一号及び第二号の事業の遂行を妨げない限度において、信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業を行う。

（地方公共団体等貸付け）

第三条 この連合会は、前条の規定により行う事業の遂行を妨げない限度において、次の各号に掲げる資金の貸付けを行う。

一 地方公共団体及び営利を目的としない法人であつて、地方公共団体が主たる出資者若しくは構成員となつてゐるもの又は地方公共団体がその基本財産の額の過半を抛出してゐるものに対する資金の貸

付け（ただし、償還期限が十年以内のものに限る。）

二 漁港区域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金の貸付け（ただし、償還期限が十年以内のものであつて、前号に掲げるものを除く。）

三 銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け

（員外利用）

第三条の二 この連合会は、所属員の利用に差し支えない限り、所属員以外の者に第二条第一項各号の事業（同項第五号及び第七号の事業については、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第三条に規定するものに限る。）を利用させることができる。ただし、同条第一項第一号の事業（貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合を除く。）及びこれに附帯する事業並びに同項第三号、第五号及び第七号の事業の利用については、信用事業規程に定めるものに限るものとする。

（名称）

第四条 この連合会は、〇〇県（都道府）信用漁業協同組合連合会という。

（地区）

第五条 この連合会の地区は、〇〇県（都道府）の区域とする。

（事務所）

第六条 この連合会は、主たる事務所を〇〇県（都道府）〇〇市に置き、従たる事務所を〇〇県（都道府）〇〇市に置く。

（会員に対する通知又は催告）

第六条の二 この連合会の会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載したその会員の住所に、その会員が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの連合会に通知したときは、その場所又は連絡先にあててこれをする。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

（備考）会員名簿を電磁的記録をもつて作成する連合会にあつては、第一項中「記載し」を「記載し、又は記録し」とすること。

(公告の方法)

第七条 この連合会の公告は、水産業協同組合法（以下「法」という。）又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしななければならないものとされている場合を除き、この連合会の掲示場に掲示し、かつ、〇〇新聞に掲載してこれをする。

2 前項の規定にかかわらず、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第三条第一項の規定による公告は、電子公告により行う。

3 第一項の公告の内容は、書面をもって会員に通知するものとする。

4 この連合会が、この連合会の掲示場に掲示して公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して公告をするものとする。

一 公告に定める期間内に異義を述べることができ旨の公告 当該期間を経過する日

二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日

(備考)

① 第一項について、〇〇新聞に掲載する方法に代えて電子公告の方法をとる連合会にあつては、第一項中「〇〇新聞に掲載して」を「電子公告により」とすること。

② 第一項の公告の方法として、電子公告による方法を定めた場合にあっては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告の方法として、官報に掲載する方法又は日刊新聞紙に掲載する方法のいずれかを定めることができる。この場合には、同項にただし書として「ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができないときは、官報に掲載してこれをする。」又は「ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができないときは、〇〇新聞に掲載してこれをする。」を加えること。

③ 第一項において、電子公告による方法を定めた場合には、第四項中「掲示場に掲示して公告をする場合」を「掲示場に掲示して公告をする場合又は電子公告により公告をする場合」とすること。

(規約)

第八条 この定款に定めるもののほか、業務の執行、会計その他必要な事項は、総会の決議を経て規約で定める。

(信用事業規程)

第八条の二 この連合会は、第二条及び第三条の事業を実施するに当たつては、信用事業規程の定めるところによるものとする。

第二章 会員

(会員の資格)

第九条 この連合会の地区の全部若しくは一部を地区とする漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会又はこの連合会の地区内に住所を有する漁業生産組合は、この連合会の正会員となることができる。

2 次に掲げる者は、この連合会の准会員となることができる。

一 法律に基づいて設立された協同組合（連合会を含む。）であつて、この連合会の正会員の行う事業と同種の事業を行い、かつ、この連合会の地区内に住所を有するもの

二 この連合会の正会員たる漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が主たる出資者又は構成員となつている法人（前項及び前号に掲げる者を除く。）

(備考) 本条については、連合会の実情に応じて記載すること。

(加入)

第十条 この連合会の会員になろうとする者は、名称、住所及び引き受けようとする出資口数を記載した加入申込書に定款、加入についての総会の議事録等加入の意思を証する書面及び次に掲げる事項を記載した書面を添付してこの連合会に提出しなければならない。

- 一 成立の年月日
- 二 役員の氏名及び住所
- 三 事業の概要

2 この連合会は、前項の加入申込書を受け、これを承諾しようとするときは、その旨を申込者に通知し、出資の払込みをさせた後、会員名簿に記載するものとする。

3 申込者は、前項の規定による出資の払込みをすることによって会員となるものとする。

4 出資口数を増加しようとする会員については、第一項及び第二項の規定を準用する。ただし、第一項の規定による定款その他の書面の添付は、これを必要としない。

(備考) 会員名簿を電磁的記録をもって作成する連合会にあっては、第二項中「記載する」を「記録し、又は記録する」とすること。

#### (持分の譲渡)

第十一条 会員は、この連合会の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 会員でない者が持分を譲り受けようとするときは、前条第一項及び第二項の規定を準用する。ただし、同条第二項の出資の払込みは、不要とする。

#### (資格喪失等の届出)

第十二条 会員がその資格を失い、又は第十条第一項の書面の記載事項に変動があったときは、直ちにその旨を書面をもってこの連合会に届け出なければならぬ。

#### (加入の承諾及び持分譲渡の承認の停止)

第十三条 この連合会は、総会招集の通知を発した日から総会の終了する日までの間は、加入の承諾及び持分譲渡の承認をしないものとする。

#### (脱退)

第十四条 会員は、いつでも、その持分の全部を譲渡することによって脱退することができる。この場合において、その持分を譲り受ける者がいないときは、当該会員はこの連合会に対しその持分を譲り受けなければならないことを請求することができる。

2 前項の規定に基づく請求があったときは、この連合会はその請求の日から六十日を経過した日以後に到来する事業年度末においてその持分を譲り受けるものとする。この場合、その譲受けの価格は、第十六条第一項の規定に従って算定した払い戻すべき持分相当額とする。

3 この連合会が前項の規定により会員の持分を譲り受ける場合には、

第十一条の規定は適用しない。

4 この連合会は、第二項の規定に基づき会員の持分を取得したときは、速やかに当該持分を他の会員又は新たにこの連合会に加入しようとする者に譲渡するものとする。この場合において、当該持分の譲渡を受ける者がいないときは、この連合会が当該持分を譲り受けた日から起算して二年を経過する日の属する事業年度末において当該持分に係る出資額を減ずることにより、当該持分を消却するものとする。

5 第十六条第二項の規定は、第二項の場合に準用する。

6 会員は、第一項の規定による持分全部の譲渡によるほか、次の事由

- 一 会員たる資格の喪失
- 二 解散
- 三 除名

#### (除名)

第十五条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって除名することができる。この場合には、総会の日の一週間前までにその会員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

一 この連合会の事業を一年間全く利用しないとき。

二 第十八条及び第十九条の規定による出資の払込み、賦課金の納入その他この連合会に対する義務の履行を怠ったとき。

三 この連合会の事業を妨げる行為をしたとき。

四 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの連合会の定款若しくは規約に違反し、その他連合会の信用を著しく失わせるような行為をしたとき。

2 除名を決議したときは、その理由を明らかにした書面をもって、その旨を当該会員に通知しなければならない。

#### (持分の払戻し)

第十六条 第十四条第六項各号の規定により会員が脱退した場合には、脱退した事業年度末において、第二十六条第一項第一号の規定により算出した持分を払い戻すものとする。ただし、除名によって脱退した場合には、同号の規定により算出した持分の半額を払い戻すものとする。

2 脱退した会員が、この連合会に対して払い込むべき債務を有するときは、連合会は前項の規定により払い戻すべき額と相殺するものとする。

(出資口数の減少)

第十七条 会員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他特にやむを得ない理由があると認められるときは、理事会の承認を得てその出資口数を減少することができる。

2 会員がその出資口数を減少した場合には、前条第一項本文の規定を準用する。

第三章 出資、経費分担及び積立金

(出資義務)

第十八条 会員は、出資一口以上を持たなければならない。ただし、〇〇口を超えることができない。

(備考) 一 会員が有することのできる出資口数の最高限度は、会員数、出資の総口数等を考慮して出資が少数の者に偏らないように定めること。

(出資一口の金額及び払込方法)

第十九条 出資一口の金額は、金〇〇円とし、全額一時払込みとする。

2 会員は、前項の規定による出資の払込みについて、相殺をもってこの連合会に対抗することができない。

(備考)

① 出資一口の金額は、連合会の事業及び会員の負担力等を考慮して実情に合うように定めること。

② 後配出資制度を採用する連合会にあっては、本条の次に次の一条を加えること。

(後配出資)

第十九条の二 会員は、第十八条の規定による出資を行うに当たっては、後配出資として、出資に対する配当の率が他の出資より低いことを条件とする出資をすることができる。

2 後配出資の条件については、総会で定めるものとする。

(経費の賦課)

第二十条 この連合会は、第二条第一項第十七号の事業の経費に充てるため、会員に経費を賦課することができる。

2 会員は、前項の経費の支払について、相殺をもってこの連合会に対抗することができない。

3 第一項の賦課金の額、徴収時期及び徴収方法は、総会でこれを定める。

4 既に徴収した賦課金は、これを返還しないものとする。

(過怠金)

第二十一条 この連合会は、会員が出資の払込み又は賦課金の納付をその期限までに履行しないときは、滞納金額につき、払込み又は納付の期日の翌日から年〇パーセントの割合で、過怠金を徴収することができる。

(職員退職給付引当金)

第二十二条 この連合会は、職員退職給付規程で定めるところにより、毎年職員退職給付引当金を引き当てるものとする。

2 職員退職給付規程は、理事会の決議によって定める。

(備考) 職員退職給付引当金について職員退職給付規程以外の内部規則で定めている連合会は、各連合会の実態に即して記載すること。

(法定準備金)

第二十三条 この連合会は、出資総額の二倍に相当する額に達するまでは、毎事業年度の剰余金（繰越欠損がある場合には、これを填補した残額。次条、第二十五条及び第五十三条において同じ。）の五分の一に相当する金額以上の金額を利益準備金として積み立てるものとする。

2 減資差益及び合併差益は、資本準備金として積み立てるものとする。ただし、合併差益のうち合併により消滅した連合会の利益準備金その他当該連合会が合併直前において留保していた利益の額については、資本準備金に繰り入れないことができる。

(備考) 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下「優先出資法」という。）の定めるところにより、優先出資を発行する連合会

にあつては、本条中「出資総額」の下に「（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）第四十二条第一項に規定する資本金の額をいう。）」を加えること。

#### （教育情報繰越金）

第二十四条 この連合会は、第二条第一項第十七号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一に相当する金額以上の金額を教育情報事業資金として翌事業年度に繰り越すものとする。

#### （特別積立金）

第二十五条 この連合会は、毎事業年度の剰余金から任意積立金として特別積立金を積み立てることができる。

2 特別積立金は、損失の填補又はこの連合会の事業の改善発達のための支出に充てるものとする。ただし、総会の決議により臨時の支出に充てることができる。

#### （持分の算定）

第二十六条 この連合会の財産についての会員の持分は、次の標準によりこれを定める。

一 払い込んだ出資の総額に相当する財産については、各会員の払い込んだ出資額とする。ただし、その脱退した事業年度末時点の貸借対照表に計上された資産の総額から負債の総額を控除した額が出資の総額に満たないときは、当該出資額から当該満たない額を各会員の出資額に応じて減算した額とする。

二 その他の財産については、この連合会の解散の場合に限って算定するものとし、その算定の方法は、総会でこれを定める。  
持分を算定するに当たり、計算の基礎となる金額で一円未満のものは、これを切り捨てるものとする。

（備考）優先出資法の定めるところにより、優先出資を發行する連合会にあつては、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加えること。

2 この連合会が優先出資を發行しているときは、前項の規定にかかわらず会員の持分は、第二十六条の八の規定により会員に分配する剰余財産の額に応じてこれを算定するものとする。

（備考）優先出資法の定めるところにより、優先出資を發行する連合会にあつては、次章を加えること。

### 第三章の二 優先出資

#### （優先出資の發行）

第二十六条の二 この連合会は、優先出資法の定めるところにより、優先出資を發行することができる。

2 この連合会は、發行する優先出資を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集優先出資について、優先出資法第六条第一項各号に掲げる事項を理事会の決議によって定め、行政庁の認可を受けるものとする。

3 この連合会は、前項の募集事項を定めたときは、募集優先出資と引換えにする金銭の払込みの期日（払込みの期間を定めた場合にあつては、その期間の初日）の二週間前までに、会員及び優先出資者に対し、当該募集事項を通知するものとする。

#### （備考）

① 経営管理委員会を置く連合会にあつては、第二項中「理事会」を「経営管理委員会」とすること。

② 優先出資証券を發行する連合会にあつては、本条に次の一項を加えること。

4 この連合会は、優先出資証券を發行する。

#### （優先出資の総口数の最高限度）

第二十六条の三 この連合会の發行する優先出資の総口数の最高限度は、〇〇口とする。ただし、優先出資につき消却があつたときは、これに相当する口数を減ずるものとする。

#### （優先出資の額面金額）

第二十六条の四 優先出資の額面金額は、第十九条第一項に規定する出資一口の金額と同一とする。

#### （優先的配当）

第二十六条の五 この連合会は、優先出資者に対しては、会員に先立つて、剰余金の配当を行うものとする。

2 前項の配当（以下「優先的配当」という。）の額の額面金額に対する率（以下「優先配当率」という。）は、発行する優先出資を引き受ける者の募集に当たって、理事会の決議によって定め、行政庁の認可を受けた率とする。

（備考）経営管理委員会を置く連合会にあっては、第二項中「理事会」を「経営管理委員会」とすること。

（優先的配当の額の非累積）

第二十六条の六 優先出資者に対する剰余金の配当の額が優先的配当の額を下回ったときは、その下回った額は、翌事業年度の優先的配当の額に加算されないものとする。

（配当率の上限）

第二十六条の七 優先出資法第五条第三項に規定する優先配当率の上限は、年百分の八百とする。

（残余財産の分配方法）

第二十六条の八 この連合会が優先出資を発行している場合、この連合会の残余財産の分配は、第二十六条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる順序に従いこれを行うものとする。

一 優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済み優先出資の総口数を乗じて得た額を分配する。

二 優先出資者に対して、優先出資の発行価額から額面金額を控除した金額に発行済み優先出資の総口数を乗じて得た額を分配する（当該優先出資が額面金額を超えて発行された場合に限る。）。

三 前二号の分配を行った後、なお残余があるときは、払込済み出資の口数に応じて按分して会員に分配する。

2 この連合会の残余財産の額が、前項第一号及び第二号の規定により算定された優先出資者に対して支払うべき金額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額をその口数に応じて分配するものとする。

（優先出資の消却）

第二十六条の九 この連合会は、優先出資法第十五条第一項に定めるところにより、優先出資の消却を行うことができる。

2 この連合会は、優先出資の消却を行おうとするときは、行政庁の認可を受けるものとする。

（配当を受けることができる者）

第二十六条の十 第二十六条の五第一項の規定により配当を受けることができる優先出資者は、毎事業年度末の優先出資者名簿に記載された優先出資者又は登録質権者とする。

（備考）優先出資者名簿を電磁的方法をもって作成する連合会にあっては、本条中「記載」を「記録」とすること。

（配当金の支払義務）

第二十六条の十一 第二十六条の五第一項の配当がその支払開始の日から満三年を経過しても受領されないときは、この連合会は支払いの義務を免れるものとする。

2 前項の未払配当金については、利息をつけないものとする。

（優先出資者総会の招集）

第二十六条の十二 優先出資法に定める優先出資者総会（以下「優先出資者総会」という。）は、優先出資法第三十二条の規定に基づき招集される場合のほか、必要に応じて招集することができる。

（優先出資者総会招集の手続）

第二十六条の十三 優先出資者総会を招集しようとするときは、その総会の二週間前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって各優先出資者に通知を発しなければならない。

（備考）優先出資者総会を招集する通知を電磁的方法により発する連合会にあっては、本条中「を記載した書面をもって」を「について電磁的方法により」とすること。

（優先出資者総会の議事）

第二十六条の十四 優先出資者総会の議長は、会長がこれにあたる。会長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、他の理事がこれに代わる。

2 優先出資者総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知し

た事項に限って決議するものとする。

(備考) 経営管理委員会を置く連合会にあっては、第一項中「会長」を「経営管理委員長(以下「委員長」という。)」に、「理事会」を「経営管理委員会」に、「理事」を「経営管理委員」にそれぞれ改めること。

(優先出資者総会における議決権)

第二十六条の十五 優先出資者は、優先出資者総会において、優先出資一口について一個の議決権を有する。

2 優先出資者は、代理人をもって議決権を行うことができる。ただし、代理人は他の優先出資者でなければならぬ。

3 代理人は、この連合会が別に定めるところにより、この連合会に対し、書面又は電磁的方法により、その代理権を証明しなければならぬ。

(優先出資取扱規程)

第二十六条の十六 優先出資に関する取扱い及び手数料等については、理事会の定める優先出資取扱規程による。

(備考) 経営管理委員会を置く連合会にあっては、「理事会」を「経営管理委員会」に改めること。

#### 第四章 役員

(役員の数)

第二十七条 この連合会に、役員として理事○人及び監事○人を置く。

2 理事のうち○人以上は、常勤とする。

3 監事のうち○人は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならぬ。

一 この連合会の会員たる法人の役員又は使用人以外の者であること

二 その就任の前五年間この連合会の理事若しくは使用人又はその子会社(法第九十二条第一項において準用する法第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。)の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、執行役若しくは使用人でなかったこと。

三 この連合会の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

4 監事のうち○人以上は、常勤とし、監事の互選によりこれを定めること。

5 理事及び監事は、この連合会の業務を的確、公平かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならぬ。

(備考)

① 経営管理委員会を置く連合会にあっては、第一項中「役員として」の下に「経営管理委員○人、」を加えること

② 役員の数については、理事五人以上(経営管理委員会を置く連合会にあっては、経営管理委員五人以上、理事三人以上)、監事二人以上の範囲内において、各連合会の事業の実態に即して記載すること。

③ 理事に学識経験者を選任する連合会にあっては、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加えること。

2 理事のうち○人は、この連合会の業務につき学識経験を有する者をもって充てるものとする。

(役員資格)

第二十七条の二 次の各号に掲げる者は、役員となることができない。

一 未成年者

二 法人

三 精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

四 法第九十二条第三項で準用する法第三十四条の4第一項第三号に定める者

五 法第九十二条第三項で準用する法第三十四条の4第二項第二号に定める者

六 前一号に掲げる者以外の者であつて、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りでない。

七 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

八 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に

規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

（役員選挙）

第二十八条 役員は、正会員が総会においてこれを選挙する。

2 理事の定数の三分の一以下は正会員（正会員の正会員を含む。以下この条において同じ。）の役員又は正会員の正組合員（法人にあっては、その役員）（以下「正会員等」という。）以外の者から選挙することができる。

3 前二項に規定するもののほか、役員選挙は、附属書役員選挙規程の定めるところによる。

（備考）

① 役員選出につき、選任の方法を採用する連合会にあっては、本条中「選挙」を「選任」に、「附属書役員選挙規程」を「附属書役員選任規程」に改め、第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加えること。

3 監事は、総会において監事の選任につき意見を述べることができる。

② 経営管理委員会を置く連合会にあっては、本条中「役員」を「経営管理委員及び監事」に改め、第二項中「理事の定数の三分の一」を「経営管理委員の定数の四分の一」に改め、本条の次に次の一項を加えること。

（理事の選任）

第二十八条の二 理事は経営管理委員会が選任する。

（役員改選請求）

第二十八条の二 正会員は、正会員の五分の一以上の連署をもって、その代表者から役員改選を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。ただし、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約若しくは信用事業規程の違反を理由として請求する場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してこれをしなければならぬ。

4 第一項の規定による請求があったときは、理事は、これを総会の議

に付さなければならない。

5 第三項の規定による書面の提出があったときは、理事は、総会の日の七日前までに、その請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

6 第一項の規定による請求につき第四項の総会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

（備考）経営管理委員会を置く連合会にあっては、見出し中「改選」の下に「又は解任」を加え、第一項中「役員改選」を「経営管理委員若しくは監事の改選又は理事の解任」に改め、第二項中「請求は」の下に「経営管理委員の全員」を加え、第三項中「改選」の下に「又は解任」を加え、「理事」を「経営管理委員」に改め、第四項及び第五項中「理事」を「経営管理委員」に改め、本条を第二十八條の三とするとともに、本条の次に次の一項を加えること。

（経営管理委員長）

第二十八條の四 経営管理委員のうち一人を経営管理委員長（以下「委員長」という。）とし、経営管理委員会の決議により経営管理委員のうちから選任する。

2 委員長は、経営管理委員会を主宰するとともに、漁業協同組合連合会その他の法人及び団体の総会においてこの連合会の議決権を行使する。

3 委員長が事故又は欠員のときは、あらかじめ経営管理委員会において定めた順位に従い、他の経営管理委員が委員長の職務を代理する。

（備考）優先出資を発行する連合会にあっては、「経営管理委員長（以下「委員長」という。）」を「委員長」に改めること。

（会長等）

第二十九条 理事のうち一人を会長とし、理事会の決議により選任する。

2 会長は、この連合会を代表し、連合会の業務を統括する。

3 理事のうち一人を専務理事、〇人を常務理事とし、理事会の決議により選任する。

4 専務理事は、会長を補佐してこの連合会の業務を処理し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

5 常務理事は、会長及び専務理事を補佐してこの連合会の業務を処理し、あらかじめ理事会の決議により定められた順位に従い、会長及び専務理事に事故あるときはその職務を代理する。

(備考)

① 経営管理委員会を置く連合会にあつては、第一項中「理事会」を「経営管理委員会」とすること。

② 専務理事を代表理事とする連合会にあつては、第四項中「専務理事は」を「専務理事は、この連合会を代表し」とすること。

③ 常務理事を代表理事とする連合会にあつては、第五項中「常務理事は」を「常務理事は、この連合会を代表し」とすること。

(監事の職務)

第三十条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

2 監事は、いつでも理事及び参事その他の使用人に対し事業の報告を求め、又はこの連合会の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 理事は、この連合会に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちにこれを監事に報告しなければならない。

4 監事は、その職務を行うために必要があるときは、子法人等（法第二百二十二条第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、又は子法人等の業務及び財産の状況を調査することができる。

5 監事は、理事が総会に提出しようとする議案及び書類を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会にその意見を報告しなければならない。

6 監事は、理事会に出席するものとする。この場合において必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

7 監事は、理事が不正の行為、この連合会の目的の範囲内でない行為その他法令若しくは定款に違反する行為を行い、又は行うおそれがあると認めるときは、理事会にこれを報告しなければならない。

8 前項の場合において必要があるときは、監事は理事会の招集を請求することができる。

9 第四十六条第四項の規定は、前項の請求があつた場合にこれを準用する。

10 理事がこの連合会の目的の範囲内でない行為その他法令又は定款に

違反する行為を行い、これによりこの連合会に著しい損害を生ずるおそれがある場合においては、監事は、理事に対しその行為をやめるべきことを請求することができる。

11 監事は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する総会議案の内容を決定する。

12 監事は、その職務を行うために必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

13 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総会の承認を受けるものとする。

(備考)

① 経営管理委員会を置く連合会にあつては、第一項、第三項及び第五項中「理事」を「経営管理委員及び理事」とし、第二項中「いつでも」の下に「経営管理委員、」を加え、第六項中「監事は、」の下に「経営管理委員及び」を加え、第七項中「監事は、」の下に「経営管理委員又は」を、「ときは、」の下に「経営管理委員会及び」を加え、第八項中「監事は」の下に「経営管理委員又は」を加えること。

② 経営管理委員会を置く連合会であつて、理事会に出席する監事を互選によって定める連合会は、第六項の次に次の一項を加え、第七項以下の項を一項ずつ繰り下げる。

7 前項の規定にかかわらず、監事の互選によって、監事の中から特に理事会に出席する監事を定めることができる。

③ 役員を選出につき、選任の方法を採る連合会においては、本条第九項の次に次の二項を加え、第十項以下の項を二項ずつ繰り下げる。

10 理事は、監事の選任に関する議案を総会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

11 監事は、理事に対し、監事の選任を総会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

(役員 の 責任)

第三十一条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程及び総会の決議を遵守し、この連合会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員がその任務を怠ったときは、この連合会に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

3 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

4 理事が法第四十条第一項又は第二項により作成すべきものに記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたとき並びに監事が監査報告に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をしたときも前項と同様とする。ただし、理事又は監事がこれらの行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

5 役員がこの連合会又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(備考)

① 経営管理委員会を置く連合会にあつては、第一項中「及び総会」を「並びに総会及び経営管理委員会」とすること。

② 第四項に規定する書類を電磁的記録をもって作成する連合会にあつては、同項中「記載すべき」を「記載し、若しくは記録すべき」と、「記載を」を「記載若しくは記録を」とすること。

③ 役員との間で補償契約を締結する連合会にあつては、本条の次に次の一条を加える。

(補償契約)

第三十一条の二 連合会が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を連合会が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払

うことにより生ずる損失

2 連合会は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 連合会が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が連合会に対して前条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した連合会が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は連合会に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5 法第九十二条第三項において準用する法第三十九条の二第二項及び第四項の規定は、連合会と理事との間の補償契約については、適用しない。

6 民法(明治二十九年法律第八十九号)第百八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

④ 役員のために役員賠償責任保険契約を締結する連合会にあつては、本条の次に次の一条を加える。

(役員のために締結される保険契約)

第三十一条の二 連合会が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約する者であつて、役員を被保険者とするもの(第三項において「役員賠償責任保険契約」という。)の内容を決定するには、理事会の決議によらなければならない。

ない。

2 法第九十二条第三項において準用する法第三十九条の第二項及び第四項の規定は、連合会が保険者との間で締結する保険契約のうち役員はその職務の執行に責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十八条規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によってその内容が定められたときに限る。

#### （役員任期）

第三十二条 役員任期は、就任後三年以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。

2 補欠選挙（定数の増加に伴う場合の補充選挙を含む。）並びに法第九十二条第三項で準用する法第四十二条及び法第二百二十四条第二項の規定による改選並びに法第二百五条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選出された役員任期は、前項の規定にかかわらず、就任後三年以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。

3 前項の規定による選挙が、役員全員に係るときは、その任期は、前項の規定にかかわらず、就任後三年以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。

4 役員数が、その定数を欠くに至った場合においては、任期の満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選挙された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。代表理事が欠けた場合又は代表理事の員数が欠けた場合についても、同様とする。

（備考）役員選出につき、選任の方法を採用する連合会にあっては、本条中「選挙」を「選任」とし、第二項中「選挙又は当選の取消し」を「決議の取消し」とすること。

#### （役員退任）

第三十三条 役員は、その任期満了前に第二十七条の二各号に掲げる者に該当することとなったとき、又は理事に選出されたときに正会員等であった者がその地位を失ったときは、その事由が発生したときに退

任する。ただし、理事に選出されたときに正会員等であった者が正会員等でなくなった場合に、正会員等以外の者が理事の定数の三分の一を超えない場合にあつては、この限りでない。

（備考）経営管理委員会を置く連合会にあっては、本条中「理事」を「経営管理委員」に、「三分の一」を「四分の一」にそれぞれ改めること。

#### （参事及び会計主任）

第三十四条 この連合会は、参事〇人及び会計主任〇人を置くことができる。

2 参事は、理事会の決定により主たる事務所又は従たる事務所において連合会の事業に関する一切の業務を理事に代わって行う権限を有する。

3 会計主任は、この連合会の財務及び会計に関する事務を処理し、この連合会の財務及び会計に関する帳簿、証憑書類等の保管及び金銭の出納、保管の責めに任ずる。

#### （定款その他の書類の備付け及び閲覧等）

第三十四条の二 理事は、定款、規約及び信用事業規程を各事務所に、会員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、総会及び理事会の議事録を十年間主たる事務所に、その謄本を五年間従たる事務所に備えて置かなければならない。

3 会員及び連合会の債権者は、この連合会の業務時間内は、いつでも、理事に対し前二項の書類の閲覧又は謄写若しくは謄抄本の交付（これらの書類が電磁的記録をもって作成されている場合を含む。）を求めることができる。ただし、理事会の議事録を請求する連合会の債権者にあつては、法第九十二条第三項において準用する法第三十九条第四項の規定により、裁判所の許可を得なければならぬ。

4 前項の場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

5 会員及び連合会の債権者は、第一項に規定する書類（会員名簿を除く。）の謄抄本の交付を請求するときは、この連合会が別に定める費用を支払うものとする。

#### （備考）

① 経営管理委員会を置く連合会にあっては、第二項中「総会」の

下に「経営管理委員会」を加えること。

② 法第九十二条第三項において準用する法第三十三条の二第四項及び第五十条の四第三項に規定する従たる事務所においても閲覧等の請求に応じることができるとするための措置をとっている場合には、第一項中「を各事務所に、」を「並びに」とし、第二項中「その謄本を従たる事務所に」を削ることができる。

#### 第四章の二 会計監査人

(会計監査人の設置)

第三十五条 この連合会は、会計監査人を設置する。

(会計監査人の選任)

第三十五条の二 会計監査人は、総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第三十五条の三 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の通常総会において別段の決議がされなかったときは、当該通常総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の権限等)

第三十五条の四 会計監査人は、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案、注記表及びこれらの附属明細書を監査する。この場合において、会計監査人は、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十二条の四に基づき、会計監査報告を作成しなければならない。

2 会計監査人は、いつでも、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は理事及び参事その他の使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、子会社等に対し会計に関する報告を求め、又はこの連合会若しくはその子会社等の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(注) 経営管理委員会を置く連合会にあっては、本条第二項中「理事及び参事」を「理事及び経営管理委員会並びに参事」に改めること。

(監事に対する報告)

第三十五条の五 会計監査人は、その職務を行うに際して理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事案があることを発見したときには、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。

(注) 経営管理委員会を置く連合会にあっては、本条中「理事」を「理事及び経営管理委員会」に改めること。

(会計監査人の報酬等の決定)

第三十五条の六 理事は、会計監査人の報酬等を定める場合には、監事の過半数の同意を得なければならない。

#### 第五章 総会

(総会の招集)

第三十六条 会長は、理事会の決議を経て、毎事業年度一回〇月に通常総会を招集する。

2 会長は、次の場合に理事会の決議を経て、臨時総会を招集する。

一 理事会が必要と認めるとき。  
二 正会員がその五分の一以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して招集を請求したとき。

三 正会員が、第二十八条の二第一項の規定により役員の変更を請求したとき。

3 前項第二号又は第三号の場合は、理事会は、その請求のあった日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならぬ。

4 監事は、理事の職務を行う者がいないとき、又は第二項第二号若しくは第三号の請求があった場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、総会を招集しなければならない。

(備考) 経営管理委員会を置く連合会にあっては、本条中「会長」を「委員長」と、「理事会」を「経営管理委員会」と、「理事」を「経営管理委員」と、「役員の変更」を「経営管理委員若しくは監事の変更又は理事の解任」とするとともに、第四項の次に次の一項を

加えること。  
5 理事は、経営管理委員及び監事の職務を行う者がいないときは、総会を招集しなければならない。

(総会の招集手続)

第三十六条の二 総会を招集する場合には、理事会の決議により、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 総会の日時及び場所
- 二 総会の目的である事項があるときは、その事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、水産業協同組合法施行規則第六十条各号で定める事項

2 総会を招集するには、会長は、その総会の日の一週間前までに、正会員に対して書面をもってその通知を発しなければならない。

3 総会招集の通知に際しては、水産業協同組合法施行規則第六十四条から第七十六条までに定めるところにより、正会員に対し、書面による議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類及び正会員が議決権を行使するための書面を交付しなければならない。

4 通常総会の招集の通知に際しては、正会員に対し、法第四十条第七項に規定する決算関係書類を提供しなければならない。

(備考)

① 経営管理委員会を置く連合会にあっては、第一項中「理事会」を「経営管理委員会」とし、第二項中「会長」を「委員長」とすること。

② 法第九十二条第三項において準用する法第四十七条の五の二に規定する電子提供措置をとる連合会にあっては、本条第三項及び第四項を削り、第二項の次に次の二項を追加すること。

3 総会の招集に際しては、法第九十二条第三項において準用する法第四十七条の五の二に規定する電子提供措置をとるものとする。

4 正会員は、前項の電子提供措置をとる事項について、書面による交付を請求することができる。この場合において、交付する書面には、水産業協同組合法施行規則第六十九条の四で定めるものは記載しないことができる。

(総会の決議事項)

第三十七条 法令又はこの定款で別に定めるもののほか、次の事項は、総会の決議を経なければならない。

一 定款の変更

二 規約及び信用事業規程の設定、変更及び廃止

三 毎事業年度の事業計画の運営に関する中長期計画の設定及び変更

四 毎事業年度内における借入金 の 最 高 限 度

五 理事及び監事の報酬

六 毎事業年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案、注記表及び事業報告

七 他 の 漁 業 協 同 組 合 連 合 会 そ の 他 の 団 体 の 設 立 の 発 起 人 と な り、そ

れらの団体へ加入し、又はそれらの団体から脱退すること。

八 この連合会の事業を行うため必要がある場合において、会社の株式を取得し、又は団体（漁業協同組合連合会、全国共済水産業協同組合連合会、農林中央金庫、漁業信用基金協会及び漁業共済組合を除く。）に対して出資若しくは出えんをすること。

九 法第九十二条第三項において準用する法第三十九条の六第四項及び法第四十一条の三第二項の規定による責任の減免

十 会計監査人の選任、解任（監事による解任を除く。）及び不再任用する会社法第四百三十九条に定める要件に該当する場合は、第一項の規定にかかわらず、貸借対照表、損益計算書及び注記表については、総会の決議を経ることを要しない。この場合においては、会長は総会にこれらの書類を提出し、その内容について報告しなければならない。

3 前項第八号の株式の取得、出資又は出えんについては、この連合会の事業運営に及ぼす影響が軽微なものと認められるものは、前項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。

4 第一項第六号の二の事業の全部若しくは一部の譲受けについては、法第九十二条第三項において準用する法第五十四条の三第一項の規定に基づきこれを行う場合は、第一項の規定にかかわらず、総会の決議を要しないこととすることができる。この場合において、この連合会は、理事会においてこれを決議し、法第九十二条第三項において準用する法第五十四条の三第二項に規定する内容を公告し、又は会員に通

知するものとする。

(備考)

- ① 経営管理委員会を置く連合会にあつては、第一項第五号中「理事及び監事」を「経営管理委員、理事及び監事」とし、第三項中「理事会」を「経営管理委員会」とすること。
- ② 優先出資法の定めるところにより、優先出資を発行する連合会にあつては、第一項に次の一号を加えること。
  - 十 発行する優先出資の基本事項の決定、発行済優先出資の消却及び分割

(総会の報告事項)

第三十七条の二 次に掲げる事項は、総会にこれを報告しなければならない。

- 一 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下「再編強化法」という。）第三条の規定に基づく指導を受けた場合における当該指導内容及び当該指導に対する改善措置の内容
- 二 再編強化法第四条の規定に基づき農林中央金庫が定める同条第一項第二号に掲げる事業に関する基本方針の内容
- 三 行政庁による検査等を受けた場合における指摘内容及び当該指摘に対する改善措置の内容
- 四 総会で決議した事項の処理状況
- 五 前各号に定めるもののほか総会において必要と認めた事項

(議決権及び選挙権)

第三十八条 正会員は、各一個の議決権及び選挙権を有する。

(備考) 法第八十九条第二項の規定により、正会員に二個以上の議決権及び選挙権を与える連合会にあつては本条を次のように記載すること。

- 第三十八条 正会員は、各一個の議決権及び選挙権を有する。ただし、次に掲げる基準により計算した数が〇〇を超えるときは、その数が〇〇を超えるごとに一票ずつ付加された議決権及び選挙権を有するものとする。
- 一 正会員が漁業協同組合である場合、当該漁業協同組合の正組合員の数

- 二 正会員が漁業協同組合連合会である場合、当該漁業協同組合連合会を直接又は間接に構成する漁業協同組合の正組合員の数にこの当該漁業協同組合連合会と当該漁業協同組合との関連度（一段階の場合には二分の一、二段階の場合には四分の一、三段階の場合には八分の一）を乗じて得た数の総計
- 2 前項の場合において、この連合会を直接又は間接に構成している漁業協同組合が重複して計算の対象とされることとなるときは、この連合会と最も関連度の高い場合に限り計算することとし、最も関連度の高い場合が二以上ある場合には、その場合の数により除した数で、当該正会員に係る正組合員の数を計算するものとする。

(総会の定足数)

第三十九条 総会は、正会員の二分の一以上が出席しなければ議事を開いて決議することができない。この場合において、第四十四条の規定により、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

2 前項に規定する正会員の出席がないときは、会長は、二十日以内に更に総会を招集しなければならない。この場合には、前項の規定にかかわらず、第二十八条の二第一項の規定による役員の変更の請求及び第四十二条に規定する事項以外の事項については、正会員の四分の一以上の出席をもって議事を開いて決議することができる。

(備考)

- ① 経営管理委員会を置く連合会にあつては、第二項中「会長」を「委員長」に改めること。
- ② 役員を選出につき、選任の方法を採用する連合会にあつては、第二項中「及び第四十二条に規定する事項」を、「第四十二条に規定する事項及び役員を選任」に改めること。

(緊急議案)

第四十条 総会では、第三十六条の二の規定によりあらかじめ通知した事項に限って決議するものとする。ただし、第二十八条の二第一項の規定による役員の変更の請求及び第四十二条に規定する事項を除き、緊急を要する事項についてはこの限りでない。

(備考) 役員を選出につき、選任の方法を採用する連合会にあつては、「

及び第四十二条に規定する事項」を「第四十二条に規定する事項及び役員を選任」に改めること。

(総会における役員の説明義務)

第四十条の二 役員は、総会において会員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならぬ。ただし、次の各号に定める場合にあつては、この限りでない。

- 一 会員が説明を求めた事項が総会の目的である事項に関しないものである場合
- 二 その説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合
- 三 会員が説明を求めた事項について説明をするために調査をする必要である場合(その会員が総会の日より相当の期間前に説明を求める事項をこの連合会に対して通知した場合及びその事項について役員が説明をするために必要な調査が著しく容易である場合を除く。)
- 四 会員が説明を求めた事項について説明をすることによりこの連合会及びその他の者(その会員を除く。)の権利を侵害することとなる場合
- 五 会員がその総会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求めた場合
- 六 前各号に掲げる場合のほか、会員が説明を求めた事項について説明をすることができないことにつき正当な事由がある場合

(総会の決議方法及び議長)

- 第四十一条 総会の議事は、出席した正会員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 議長は、総会において、出席した正会員の代表者の中から正会員がその都度選任する。
- 3 議長がその代表者である正会員は、総会の議決に加わる権利を有しない。

(総会の特別決議事項)

第四十二条 次の事項は、正会員の二分の一以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による決議を必要とする。

一 定款の変更

二 連合会の解散又は合併

三 会員の除名

四 事業の全部の譲渡

五 法第九十二条第三項において準用する法第三十九条の六第四項(法第四十一条の第三第二項で準用する場合を含む。)の規定による責任の減免

2 前項第二号の連合会の合併については、法第九十二条第五項において準用する法第六十九条の二第一項の規定に基づき合併を行う場合は、前項の規定にかかわらず、総会の決議を要しないこととすることができる。この場合において、この連合会は、理事会において合併を決議し、法第九十二条第五項において準用する法第六十九条の二第三項に規定する内容を公告し、又は会員に通知するものとする。

(備考)

① 経営管理委員会を置く連合会にあつては、第二項中「理事会」を「経営管理委員会」とすること。

② 優先出資法の定めるところにより、優先出資を發行する連合会にあつては、本条に次の一号を加えること。

六 發行する優先出資の基本事項の決定、發行済優先出資の消却及び分割

(特別決議に関する特例)

第四十二条の二 農水産業協同組合貯金保険法第八十三条第一項の管理を命ずる処分があつた場合における前条第一項第一号から第四号までに掲げる事項に係る決議は、第三十九条及び前条の規定にかかわらず、出席した会員の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

2 前項の規定により仮にした決議(以下この条において「仮決議」という。)があつた場合には、会員に対し、当該仮決議の趣旨を通知し、当該仮決議の日から一月以内に再度の総会を招集しなければならない。

3 前項の総会において第一項に規定する多数をもって仮決議を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮決議をした事項に係る決議があつたものとみなす。

(総会の続行又は延期)

第四十三条 総会は、総会の決議によりこれを続行し、又は延期することができる。

2 前項の規定により続行され又は延期された総会には、第三十六条の二の規定は適用しない。

(書面又は代理人による決議)

第四十四条 正会員は、第三十六条の二の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。

2 前項の規定により書面をもって議決権を行おうとする正会員は、あらかじめ通知のあった事項ごとに賛否を記入した上で署名し、又は記名押印した書面を、総会の日時の直前のこの連合会の業務時間の終了時(理事会が当該書面の提出期限を別に定めるときは、その日時)までにこの連合会に提出しなければならない。

3 第一項に規定する代理人は、その会員の使用人又は他の正会員でなければならぬ。

4 代理人が代理し得る正会員の数は、四会員までとする。

5 代理人は代理権を証する書面を、この連合会に提出しなければならない。

6 第一項の規定により書面をもって議決権を行う場合、当該書面が第二項に規定する書面の提出期限までにこの連合会に到達しないときは無効とする。

(備考) 電磁的方法により議決権を行う連合会にあっては、本条に次の一項を加えること。

7 会員は、第一項の規定により書面をもって議決権を行うことに代えて、電磁的方法により議決権を行うことができる。

(総会の議事録)

第四十五条 総会の議事について議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 総会の招集年月日、開催の日時及び場所
- 二 正会員数及びその出席者数

三 総会の議事の経過の要領

四 総会の議案別の決議の結果

五 総会に出席した理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称

六 総会の議長の氏名

七 議事録を作成した理事の氏名

(備考)

① 経営管理委員会を置く連合会にあっては、第一項中「議長及び出席した理事」を「議長並びに出席した経営管理委員及び理事」とし、第二項中「理事及び監事」を「経営管理委員、理事及び監事」とすること。

② 総会の議事録を電磁的記録をもって作成する連合会にあっては、第一項中「又は」を「若しくは」と、「記名押印」を「記名押印し、又は電子署名を」とし、第二項中「記載」を「記載し、又は記録」とすること。

## 第六章 理事会

(理事会の招集者)

第四十六条 理事会は会長が招集する。

2 会長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定められた順位に従い、他の理事が招集する。

3 理事は、必要があると認めるときはいつでも、会長に対し、会議の目的たる事項を記載した書面を提出して、理事会を招集すべきことを請求することができる。

4 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から五日以内に、その請求の日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられないときは、自ら理事会を招集することができる。

(理事会の招集手続)

第四十七条 理事会の招集は、その理事会の日の三日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。

(理事会の決議事項)

第四十七条の二 この連合会の組織及び事業の運営につき、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。

- 一 業務を執行するための方針に関する事項
  - 二 総会の招集及び総会に付議又は報告すべき事項
  - 三 役員を選出に関する事項
  - 四 参事及び会計主任の任免に関する事項
  - 五 固定資産の取得又は処分に関する事項
  - 六 リース取引による固定資産の賃借に関する事項
  - 七 大口資金の貸付けの決定に関する事項
  - 八 貸付金の利率及び手形の割引率の最高限度
  - 九 一会員に対する信用の供与(貸付金の額及び債務の保証額の合計額をいう。次号において同じ。)の最高限度額
  - 十 一の会員以外の者に対する信用の供与の最高限度額(法第九十二条第一項において準用する法第十一条の十四第三項に規定する信用の供与等を除く。)
  - 十一 法第九十二条第一項において準用する法第十一条の十四第一項本文に規定する同一人に対する信用の供与等の最高限度額
  - 十二 不良債権(漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十八条第一項第一号ホ(2)に定める破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三か月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権をいう。)(の処理の方針に関する事項)
  - 十三 この連合会の事業運営に及ぼす影響が軽微なものと認められる株式の取得、出資又は出えん
  - 十四 行政庁による検査、会計監査人又は監事による監査の結果に関する事項
  - 十五 行政庁に提出する業務報告書及び事業計画書
  - 十六 この連合会の業務及び財産の状況に関する説明書
  - 十七 不服申立て若しくは訴訟の提起又は和解
  - 十八 前各号に掲げる事項のほか理事会において必要と認められた事項
- 2 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、この連合会と取引をすることができる。

(備考)

① 子会社等(法第九十二条第三項において準用する法第五十八条

の二第二項に規定する子会社等をいう。)を有する連合会にあつては、第十五号及び第十六号をそれぞれ次のとおりとすること。

十五 行政庁に提出する業務報告書、連結業務報告書及び事業計画書

十六 この連合会の事業及び事業に係る財産の状況に関する説明書類又はこの連合会及び子会社等(法第九十二条第三項において準用する法第五十八条の二第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。)につき連結して記載した事業及び事業に係る財産の状況に関する説明書類

② 優先出資法の定めるところにより、優先出資を発行する連合会にあつては、第一項中第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加えること。

十八 優先出資の発行に関する事項

③ 経営管理委員会を置く連合会にあつては、第一項の各号を次のように記載するとともに第二項を削ること。

一 業務を執行するための基本方針に関する事項

二 経営管理委員会の招集及び経営管理委員会に付議又は報告すべき事項

三 参事及び会計主任の任免に関する事項

四 固定資産の取得又は処分に関する事項(経営管理委員会が決定するものを除く。)

五 リース取引による固定資産の賃借に関する事項(経営管理委員会が決定するものを除く。)

六 大口資金の貸付けの決定に関する事項

七 不良債権(漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十八条第一項第一号ホ(2)に定める破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三か月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権をいう。)(の処理の方針に関する事項)

八 この連合会の事業運営に及ぼす影響が軽微なものと認められる株式の取得、出資又は出えん

九 行政庁に提出する業務報告書及び事業計画書

十 この連合会の業務及び財産の状況に関する説明書類

十一 不服申立て若しくは訴訟の提起又は和解

十二 前各号に掲げる事項のほか理事会において必要と認められた事項

(理事会の報告事項)

第四十七条の三 会長は、次に掲げる事項を定期的に理事会に報告しなければならない。

- 一 会員の加入及び脱退の状況
- 二 二 会員資格審査の状況及びその結果
- 三 理事会の決定に係る事項の処理状況
- 四 再編強化法第五条の規定に基づく報告又は資料の提出に関する事項
- 五 余裕金の運用状況
- 六 内部監査の結果
- 七 前各号に掲げる事項のほか理事会において必要と認められた事項

(理事会の決議方法及び議長)

第四十七条の四 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

3 会長は、理事会の議長となる。

4 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名又は記名押印するものとする。

5 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 理事会の招集年月日、開催の日時及び場所
- 二 理事会の議事の経過の要領
- 三 理事会の議案別の決議の結果(可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)
- 四 理事会に出席した理事及び監事の氏名
- 五 理事会の議長の氏名

(備考)

① 理事会の議事録を電磁的記録をもって作成する連合会にあっては、第四項中「又は」を「若しくは」と、「記名押印」を「記名押印し、又は電子署名を」とし、第五項中「記載」を「記載し、又は記録」とすること。

② 経営管理委員会を置く連合会においては、本条第五項第四号中「理事及び監事」を「経営管理委員、理事及び監事」とすること。

第六章の二 経営管理委員会

(経営管理委員会の招集者)

第四十七条の五 経営管理委員会は、委員長が招集する。

2 委員長が事故又は欠員のときは、あらかじめ経営管理委員会において定めた順位に従い、他の経営管理委員が招集する。

3 経営管理委員は、必要があると認めるときはいつでも、委員長に対し、会議の目的たる事項を記載した書面を提出して、経営管理委員会を招集すべき事を請求することができる。

4 前項の請求をした経営管理委員は、同項の請求をした日から五日以内に、その請求の日から二週間以内の日を経営管理委員会の日とする

経営管理委員会の招集通知が発せられないときは、自ら経営管理委員会を招集することができる。

5 第一項の規定にかかわらず、理事会は、必要があると認めるときは、経営管理委員会を招集することができる。

(経営管理委員会の招集手続)

第四十七条の六 経営管理委員会の招集については、第四十七条の規定を準用する。

(経営管理委員会の決議事項)

第四十七条の七 次に掲げる事項は、経営管理委員会においてこれを決する。

- 一 業務の基本方針に関する事項
- 二 総会の招集及び総会に付議すべき事項
- 三 経営管理委員及び監事の選出に関する事項
- 四 理事、代表理事及び会長の選任並びに代表理事の解任に関する事項

五 理事の解任請求

- 六 一件あたり〇〇円以上の固定資産の取得又は処分に関する事項
- 七 一件あたり〇〇円以上のリース取引による固定資産の賃借に関する事項

る事項

八 貸付金の利率の最高限度

九 一会員に対する信用の供与（貸付金の額及び債務の保証額の額の合計額をいう。次号及び次条において同じ。）の最高限度額

十 一の会員以外の者に対する信用の供与の最高限度額（法第九十二条第一項において準用する法第十一条の十四第三項に規定する信用の供与等を除く。）

十一 法第九十二条第一項において準用する法第十一条の十四第一項本文に規定する同一人に対する信用の供与等の最高限度額

十二 行政庁による検査、会計監査人又は監事による監査の結果に関する事項

十三 再編強化法第三条の規定に基づく指導を受けた場合における当該指導に対する改善措置

十四 前各号に掲げる事項のほか経営管理委員会において必要と認められた事項

2 経営管理委員会は、理事をその会議に出席させて、必要な説明をさせることができる。

3 経営管理委員及び理事は、経営管理委員会の承認を受けた場合に限り、この連合会と契約することができる。

（経営管理委員会の報告事項）

第四十七条の八 理事は、次に掲げる事項は、これを経営管理委員会に報告しなければならない。

一 業務の執行状況

二 一の二 会員資格審査の状況及びその結果

三 理事会の加入及び脱退の状況

四 余剰金の運用状況

五 子会社の経営状況

六 経営管理委員会で決議した事項の処理状況

七 重要な理事会決議事項及びその処理状況

八 法第九十二条第三項において準用する法第五十八条の三の規定に基づくこの連合会の業務及び財産の状況に関する説明書類並びにこの連合会及び子会社等につき連結して記載した業務及び財産の状況

に関する説明書類

九 再編強化法第五条の規定に基づく報告又は資料の提出に関する事項

十 内部監査の状況

十一 前各号に規定するもののほか、経営管理委員会が必要と認められた事項

（理事の解任請求）

第四十七条の九 経営管理委員会は、理事が法第九十二条第三項において準用する法第三十九条の二第一項の規定に違反したときは、当該理事の解任を総会に請求することができる。

2 経営管理委員会は、総会の七日前までに、前項の規定による請求に係る理事に解任の理由を記載した書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 第一項の規定による請求につき前項の総会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る理事は、その時にその職を失う。

（経営管理委員会の決議方法及び議長）

第四十七条の十 経営管理委員会の決議は、議決に加わることができる経営管理委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する経営管理委員は、その議決に加わることができない。

3 委員長は、経営管理委員会の議長となる。

4 経営管理委員会の議事については、議事録を作成し、出席した経営管理委員及び監事は、これに署名又は記名押印するものとする。

5 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 経営管理委員会の招集年月日、開催の日時及び場所

二 経営管理委員会の議事の経過の要領

三 経営管理委員会の議案別の決議の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した経営管理委員の氏名及び反対した経営管理委員の氏名）

四 経営管理委員会に出席した経営管理委員、理事及び監事の氏名

五 経営管理委員会の議長の氏名

（備考）経営管理委員会の議事録を電磁的記録をもって作成する連合

会にあつては、第四項中「又は」を「若しくは」と、「記名押印」を「記名押印し、又は電子署名を」とし、第五項中「記載」を「記載し、又は記録」とすること。

## 第七章 業務の執行及び会計

### (事業年度)

第四十八条 この連合会の事業年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日までとする。

## 第四十九条 削除

### (余裕金の運用)

第五十条 この連合会の余裕金は、次に掲げる方法によるほか、これを他の目的に運用することができない。

- 一 農林中央金庫又は銀行への預け金
- 二 国債証券、地方債証券、政府保証債券又は農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券の取得
- 三 特別の法律により設立された法人の発行する債券（前号及び第八号に規定する債券に該当するものを除く。）の取得
- 四 信託会社又は信託業務を行う金融機関への金銭信託
- 五 貸付信託の受益証券の取得
- 六 証券投資信託（主務大臣の指定するものに限る。）の受益証券の取得
- 七 金銭債権（主務大臣の指定するものに限る。）の取得
- 八 次に掲げる債券の取得
  - イ 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債
  - ロ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債
  - ハ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債
  - ニ 保険業法（平成七年法律第五十五号）第六十一条の十第一項に規定する短期社債
- ホ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十五号）第二条第

八項に規定する特定短期社債

へ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二

第一項に規定する短期農林債

九 株式（主務大臣の指定するものに限る。）の取得

十 第二号及び第三号に規定する債券以外の債券で主務大臣が指定するものの取得

十一 信託会社又は信託業務を行う金融機関への金銭の信託で金銭信託以外のもの（主務大臣の指定するものに限る。）

十二 前各号の方法に準ずるものとして次に掲げる方法

イ 証券投資信託の受益証券（第六号に規定するものを除く。）の取得

ロ 金銭債権（第七号に規定する金銭債権以外の金銭債権であつて農林水産大臣及び金融庁長官が指定するものに限る。）の取得

ハ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十五条第一項第三号に規定する投資証券の取得

ニ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十五条第一項第四号に規定する新投資口予約権証券の取得

2 この連合会は、前項第二号、第三号、第四号若しくは第十号に規定する債券又は同項第六号に規定する受益証券について、信託会社又は信託業務を行う金融機関への信託をすることができる。

3 この連合会が第一項第一号の規定により農林中央金庫への預け金に運用する総額は、この連合会の受入れに係る貯金及び定期積金の合計額の二分の一を下つてはならない。ただし、農林中央金庫との間での

個別の取り決めにより、預け金に運用する総額が、この連合会の受入れに係る貯金及び定期積金の合計額の二分の一を下る場合には、その割合を四分の一まで引き下げることができる。

4 この連合会が第一項第三号から第十二号までに掲げる目的に運用する余裕金の総額は、この連合会の受入れに係る貯金及び定期積金の合計額の百分の十五に相当する金額を超えてはならない。

(備考)

① 余裕金の運用先に信用金庫又は信用協同組合を指定する連合会

にあつては、第一項第一号中「又は銀行」を「銀行、信用金庫又は信用協同組合」とすること。

② 第一項第七号に規定する金銭債券、同項第九号に規定する株式又は同項第八号若しくは第十二号に規定する債券の範囲を限定す

る連合会においては、取得できることとする金銭債券、株式又は債券を規定すること。

③ 水産業協同組合法施行令第二十二條第六項ただし書の規定による承認を受けた連合会においては、第四項に次のただし書を加えること。

ただし、特別の理由がある場合において主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

④ 余裕金の運用方法について、列挙中行わない運用方法については記載しないこと。

第五十一條 次に掲げる事項は、毎事業年度理事会においてこれを決する。

一 余裕金の運用の方針に関する事項

二 余裕金の運用方法に関する事項

三 前条第一項第九号に掲げる目的に運用する余裕金の額の最高限度に関する事項

(備考) 経営管理委員会を置く連合会にあつては、「理事会」を「経営管理委員会」に改めること。

(業務等に関する説明書類の縦覧)

第五十二條 この連合会は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成し、事務所(一時的に設置する事務所及び無人の事務所を除く。)に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(備考)

① 子会社等を有する連合会にあつては、「事務所を除く。」の下に「次項において同じ。」を加え、第一項の次に次の一項を加えること。

2 この連合会は、事業年度ごとに、前項の説明書類のほか、連合会及び子会社等の事業及び事業に係る財産の状況に関する事項を連合会及び子会社等につき連結して記載した説明書類を作成して、連合会の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

② 説明書類を電磁的記録をもって作成する連合会にあつては、本条中「記載した」を「記載し、若しくは記録した」とすること。

(備考) 法第八十七條の二第一項第一号から第四号まで又は第六号に規定する会社を子会社とする連合会にあつては、次章を加えること。

## 第七章の二 子会社

(子会社)

第五十二條の二 この連合会は、次に掲げる会社を子会社とする。

一 銀行法第二條第一項に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一條第一項に規定する信託業務を営むもの

二 金融商品取引法第二條第九項に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関連業務(同法第二十八條第八項に規定する有価証券関連業務をいう。)のほか、同法第三十五條第一項第一号から第八号までに掲げる業務その他の業務を専ら営むもの

三 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十六條第一項の次に掲げる従属業務を専ら営む会社であつて、主としてこの連合会の子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるもの

四 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十六條第四項の次に掲げる金融関連業務を専ら営む会社

五 法第八十七條の二第一項第一号から第五号までに掲げる会社のみを子会社とする持株会社

(備考) 第三号及び第四号については、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十六條第一項又は第四項に掲げる業務のうち子会社において営んでいる業務を、第三号及び第四号にそれぞれ次のように記載すること。

イ ○○業務

ロ ○○業務

## 第八章 剰余金の処分及び損失の処理

(剰余金の処分)

第五十三條 毎事業年度の剰余金から第二十三條の規定により法定準備金に積み立てる金額及び第二十四條の規定により繰り越す金額を差し

引き、なお残余があるときは、その残余は第二十五条の規定による任意積立金若しくは配当金に充て又は繰り越すものとする。

(会員に対する剰余金の配当)

第五十四条 会員に対する剰余金の配当は、会員の払い込んだ出資額に応じてする配当と、この連合会事業の利用分量の割合に応じてする配当の二種類とする。

2 払い込んだ出資額に応じてする配当は、事業年度の終わりにおける会員の払込出資額に応じてこれをするとし、その率は年八パーセント以内とする。

3 前項の配当は、その事業年度の剰余金処分案の決議をする総会の日において会員である者について計算するものとする。

4 事業の利用分量の割合に応じてする配当は、その事業年度内においてこの連合会から会員に支払った利息並びに会員がこの連合会に支払った利息及び割引料等を参酌してこれをする。

5 会員以外の者の事業の利用分量に対する配当は、会員に対する場合と同程度までこれを行うことができる。

6 第二十六条第二項の規定は、配当金の計算にこれを準用する。  
(備考)

① 出資配当を優先的に行おうとする連合会にあつては、第一項を次のように記載すること。

会員に対する剰余金の配当は、会員の払い込んだ出資額に応じてこれをし、なお残余があるときは、この連合会事業の利用分量の割合に応じてこれをする。

② 事業の利用分量配当を優先的に行おうとする連合会にあつては、第一項を次のように記載すること。

会員に対する剰余金の配当は、この連合会の事業の利用分量の割合に応じてこれをし、なお残余があるときは、会員の払い込んだ出資額に応じてこれをする。

(欠損の処理)

第五十五条 損失の填補は、任意積立金、利益準備金、資本準備金の順序に従って行う。

## 第九章 決算

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

第五十六条 理事は、事業年度ごとに、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案、注記表、事業報告及び附属明細書を作成しなければならない。

2 理事は、前項の規定により作成したもの(事業報告及びその附属明細書を除く。)を作成した日から十年間保存しなければならない。

3 第一項の書類については、監事の監査のほか、会計監査人の監査(事業報告を除く。)を受けなければならない。

4 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、監査報告を特定理事に提出し、かつ、その謄本を会計監査人に送付しなければならない。

一 会計監査人の会計監査報告を受領した日から一週間を経過した日  
二 特定理事及び特定監事が合意により定めた日があるときは、その日

5 第四項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第四項の規定による監査報告を受ける者を定めた場合 当該報告を受ける者として定められた者

二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき決算書類を作成した理事

6 第四項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第四項の規定による監査報告をすべき監事を定めた場合 当該報告をすべき者として定められた者

二 前号に掲げる場合以外の場合 すべての監事

7 第三項の規定により監事及び会計監査人の監査を受けたものについては、理事会の承認を受けなければならない。

8 理事は、通常総会の招集の通知に際して、会員に対し前項の承認を受けたもの(監事の監査報告及び会計監査人の会計監査報告を含む。以下この条において「決算関係書類」という。)を提供しなければならない。

9 理事は、決算関係書類を通常総会に提出しなければならない。  
10 理事は、通常総会の日から二週間前から、決算関係書類を五年間主た

る事務所に、その写しを三年間従たる事務所に備えて置かなければならない。

11 この連合会の会員及び債権者は、この連合会の業務時間内は、いつでも、理事に対し決算関係書類の閲覧又は謄写若しくは謄抄本の交付（これらの書類が電磁的記録をもって作成されている場合を含む。）を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

12 この連合会の会員及び債権者は、決算関係書類の謄抄本の交付を請求するときは、この連合会の定めた費用を支払うものとする。

13 会計監査人の会計監査報告に貸借対照表及び損益計算書が法令及び定款に従い連合会の財産及び損益の状況を正しく示したものである旨の記載があり、かつ、監事の監査報告にその事項についての会計監査人の監査の結果を相当でないとして認められた旨の記載がないときは、第三十七条第一項第六号の規定にかかわらず、理事は、貸借対照表、損益計算書及び注記表について通常総会の決議を経ることを要しない。この場合において、理事は、通常総会にこれらの書類を提出し、その内容について説明しなければならない。

（備考）

① 経営管理委員会を置く連合会にあっては、第七項中「理事会」を「理事会及び経営管理委員会」とし、第八項中「理事」を「経営管理委員」とすること。

② 決算関係書類を電磁的記録をもって作成する連合会にあっては、第九項中「提出し」を「提供し」とし、第十三項中「記載」を「記載又は記録」とすること。

③ 決算関係書類について法第九十二条第三項において準用する法第四十条第十項に規定する従たる事務所においても閲覧等の請求に応じることができるための措置をとっている場合には、第十項中「、その写しを三年間従たる事務所に」を削ることができる。

## 附則

1 会計監査人に関する規定については、令和六年四月一日以降最初に招集する通常総会の日から適用し、同日までの間は、なお従前の例による。

2 改正後の第十四条及び第十六条の規定は、平成二十年四月一日の属する事業年度の次の事業年度以後における会員の脱退から適用し、平

成二十年四月一日の属する事業年度以前における会員の脱退については、なお従前の例による。

（備考）回転出資金制度を採用する連合会であって、この定款の変更の際現に回転出資金が存する場合は、次を加える。

この定款の変更の際現に存する回転出資金については、なお従前の例による。

## 附則

1 この改正は、令和六年四月一日から適用する。

2 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（令和七年六月一日。以下「刑法施行日」という。）の前日までの間、第二十七条の二第六号中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。刑法施行日以後における刑法施行日にした行為に対する同条の適用についても、同様とする。